

## 日本版スチュワードシップ・コードの受入れに関する方針

2015年3月1日 制定

### 1. 基本的な考え方

珊瑚プラットフォームズ企業年金基金(以下「当基金」といいます。)は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》(以下「本コード」といいます。)の趣旨に賛同し、これを受け入れることを表明いたします。

当基金は、資産保有者(アセットオーナー)として、投資対象となる企業の価値向上および持続的成長を促進することが、中長期的な投資リターン拡大につながり、ひいては加入者、受給者および受給待期者(以下「加入者等」といいます。)の利益を最大化することに資すると考えております。この責任を果たすため、以下の方針を定めます。

### 2. 各原則に対する方針

#### 【原則1】スチュワードシップ責任を果たすための方針

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当基金の資産運用は、原則として信託銀行、投資顧問会社、生命保険会社等(以下「運用受託機関」といいます。)への委託を通じて行っております。

当基金はアセットオーナーとして、日本株式の運用を行う運用受託機関に対し、本コードを受け入れ、投資先企業の持続的な成長(サステナビリティ)を考慮した建設的な対話(エンゲージメント)を行うよう求めます。これにより、投資先企業の企業価値向上を促し、中長期的な運用成果の向上を目指します。

#### 【原則2】利益相反の管理

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当基金は、直接的な個別銘柄の選定や議決権行使を行いませんが、運用受託機関において加入者等の利益が損なわれることがないよう、利益相反管理体制の整備を求めます。具体的に

は、運用受託機関が本コードに基づき、利益相反のおそれがある場合の対応方針を策定し、適切に管理・公表しているかを確認します。

#### **【原則 3】投資先企業の状況把握**

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

運用受託機関がスチュワードシップ責任を実効的に果たすためには、投資先企業の経営状況やガバナンス体制等を正確に把握することが不可欠です。当基金は、運用受託機関に対し、財務情報のみならず非財務情報も含めた企業の状況を継続的かつ的確に把握し、その分析に基づいた運用を行うよう求めます。

#### **【原則 4】建設的な対話(エンゲージメント)**

機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

当基金は、運用受託機関に対し、投資先企業との間で「目的を持った建設的な対話」を積極的に行うよう求めます。単なる形式的な面談にとどまらず、中長期的な企業価値向上の観点から、企業との認識共有や課題解決に向けた対話を深めることを期待します。

#### **【原則 5】議決権の行使**

機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

当基金は自ら議決権を行使しませんが、運用受託機関に対しては、スチュワードシップ活動の一環として、投資先企業の持続的成長に資する適切な議決権行使を行うよう求めます。

また、運用受託機関には、明確な議決権行使基準の策定と、それに基づいた行使結果の公表を求めます。特に、重要議案や利益相反が懸念される議案については、賛否の理由も含めた透明性の高い開示を期待します。

**【原則 6】顧客・受益者への報告**

機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当基金は、運用受託機関に対し、スチュワードシップ活動の実施状況(対話の状況や議決権行使結果等)について、少なくとも年1回の定期的な報告を求めます。また、当基金はこれらの報告内容を確認・評価し、その概況をホームページやディスクロージャー誌等を通じて加入者等へ報告します。

**【原則 7】実力の向上**

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当基金は、運用受託機関に対し、効果的なスチュワードシップ活動を実践するための体制整備や人材育成等により、その実力を継続的に向上させるよう求めます。

同時に、当基金自身においても、運用受託機関の活動状況を適切にモニタリング・評価できるよう、役職員の知識習得や研鑽に努め、アセットオーナーとしての実力を高めてまいります。

以上